

教育子ども委員会

説明資料

名古屋市社会的養育推進計画（案）
について

令和元年12月26日
子ども青少年局

目 次

	頁
1 名古屋市社会的養育推進計画（案）の概要 ······	1
2 策定の経緯 ······ ······ ······ ······ ······	2
3 検討経過 ······ ······ ······ ······ ······	2
4 現状と課題 ······ ······ ······ ······ ······	3
5 施策の展開 ······ ······ ······ ······ ······	9
6 今後のスケジュール ······ ······ ······ ······	15

(参考資料)

「名古屋市社会的養育推進計画（案）」

1 名古屋市社会的養育推進計画（案）の概要

区分	内容
趣旨	厚生労働省が定めた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」をもとに、児童福祉法の理念に基づく「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取り組みを通じて、家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくための新たな計画を策定するもの。
基本的考え方	児童福祉法の理念である、子どもが権利の主体であることや家庭養育優先の原則を踏まえながら、社会的養育を必要とする子どもが、どのような環境の下で育つことが望ましいかを第一に考え、最善の利益の保障を図っていく。
計画の位置づけ	この計画は、「名古屋市総合計画2023」及びなごや子ども条例に基づき策定している「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 子どもに関する総合計画」との整合性を図り、社会的養育に関する施策の方針を定める。
計画期間	令和2年度から令和11年度までの10年間

2 策定の経緯

時 期	内 容
平成 28 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ○「児童福祉法等の一部を改正する法律」公布 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが権利の主体 ・家庭養育優先原則
平成 29 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働大臣の下に設置された検討会において 「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめ <ul style="list-style-type: none"> ・里親等委託の推進等、改正された児童福祉法の理念を具体化
平成 30 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省において 「都道府県社会的養育推進計画の策定について」を発出 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度末までに計画を策定するよう通知

3 検討経過

区 分	内 容								
審議会での意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ○名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、委員から意見を聴取 <ul style="list-style-type: none"> (第1回 平成 31 年 2 月、第2回 令和元年 6 月、 第3回 令和元年 11 月) 								
組織での検討	<ul style="list-style-type: none"> ○名古屋市社会的養育推進計画会議 <ul style="list-style-type: none"> (第1回 平成 30 年 12 月、第2回 平成 31 年 3 月、 第3回 令和元年 5 月、 第4回 令和元年 8 月、 第5回 令和元年 10 月) <p style="text-align: center;">委員 9 名</p> <div style="text-align: center; margin-left: 100px;"> <table border="0"> <tr> <td>・児童養護施設・乳児院施設長</td> <td>5 名</td> </tr> <tr> <td>・里親・ファミリーホーム代表</td> <td>2 名</td> </tr> <tr> <td>・社会的養護経験者代表</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>・児童相談所長</td> <td>1 名</td> </tr> </table> </div>	・児童養護施設・乳児院施設長	5 名	・里親・ファミリーホーム代表	2 名	・社会的養護経験者代表	1 名	・児童相談所長	1 名
・児童養護施設・乳児院施設長	5 名								
・里親・ファミリーホーム代表	2 名								
・社会的養護経験者代表	1 名								
・児童相談所長	1 名								
関係機関からの 意 見 聽 取	<ul style="list-style-type: none"> ○児童養護施設・乳児院へのヒアリング、アンケート <ul style="list-style-type: none"> (ヒアリング: 平成 31 年 1 月、アンケート: 令和元年 10 月) ○母子生活支援施設団体代表へのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> (令和元年 6 月) ○里親会へのヒアリング (令和元年 10 月) 								

4 現状と課題

(1) 当事者である子どもの権利擁護

現 状	<ul style="list-style-type: none">○児童養護施設に入所する子どもに対して、子どもの権利ノートを配付する等、子どもの権利擁護を図っている。○子どもの権利擁護機関が令和2年1月に設置される。○名古屋市社会的養育施設協議会に設置されている、子どもの権利擁護委員会と連携している。
課 題	<ul style="list-style-type: none">○未就学の子ども向けの子どもの権利ノートを作成する等、子どもの発達段階に応じた取り組みを強化する必要がある。○子どもの権利擁護機関と関係機関との間でのかかわり方や連携について効果的な方策が必要である。○子どもの権利擁護委員会において、各施設の子どもの権利擁護に関する情報共有を行うなど取り組んでおり、その取り組みを施設等の支援に一層活かしていくことが必要である。

(2) 子ども家庭支援体制

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○各保健センターの子育て総合相談窓口を子育て世代包括支援センターとして位置づけ、ワンストップ窓口としての機能を担っている。 ○児童福祉法の改正、児童虐待防止対策体制総合強化プランにおいて、子どもと子育て家庭を対象に、実情の把握、相談、調査、訪問等を行う子ども家庭総合支援拠点の設置が示されており、本市においては、各区社会福祉事務所がその機能を担っている。 ○母子を入所させ保護とともに、自立促進のための生活相談・支援等を目的とする母子生活支援施設は、市内に5施設ある。 ○より身近なところで、保護を要する子どもの問題や児童虐待などについて相談に応じることなどを目的とする児童家庭支援センターは、現在、市内に1か所において実施している。
	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代包括支援センターは、ワンストップ相談窓口としての役割を市民や関係機関に十分周知し、関係機関と連携しながら、妊娠期から切れ目なく家庭での養育を支援する仕組みづくりに取り組む必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、社会福祉事務所が子ども家庭総合支援拠点の機能として担いながらも、国の職員配置基準を踏まえた体制強化が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ○母子生活支援施設の特性を活かして、積極的に活用される必要がある。 ○児童家庭支援センターは、他の子育て支援機関との役割の整理が必要である。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ○代替養育（児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム）を必要とする子ども数は微増傾向にある。
	(単位：人)

(3) 代替養育を必要とする子ども数

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○代替養育（児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム）を必要とする子ども数は微増傾向にある。 												
	(単位：人)												
課 題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th><th style="text-align: center;">26年度</th><th style="text-align: center;">27年度</th><th style="text-align: center;">28年度</th><th style="text-align: center;">29年度</th><th style="text-align: center;">30年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">人 数</td><td style="text-align: center;">800</td><td style="text-align: center;">792</td><td style="text-align: center;">816</td><td style="text-align: center;">804</td><td style="text-align: center;">811</td></tr> </tbody> </table>	区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	人 数	800	792	816	804	811
区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度								
人 数	800	792	816	804	811								
注：各年度3月1日時点													
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ○人口推計における子ども数は減少していくものの、代替養育を必要とする子ども数の伸び等、本市の実情を踏まえた見込みが必要である。 												

(4) 里親等への委託

○登録里親数は増加傾向にある。

(単位：世帯)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
登録里親数	150	159	177	176	192

注：各年度末時点

○里親等委託率は上昇しているが、伸びは緩やかになっている。

(単位：%)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
里親等 委託率	12.30	12.77	14.07	14.11	14.40

注：各年度末時点

※里親等委託率 (%)

$$= \frac{\text{里親及びファミリーホーム委託児}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親及びファミリーホーム委託児}}$$

○里親等の委託を推進するためには、登録里親数やファミリーホーム数を今後更に増やしていく必要がある。

○里親等委託率の向上のためには、里親稼働率の向上が必要であり、里親登録を行ったものの、現在、子どもを委託されていない里親への対応が必要である。

○委託中の里親への関係機関と連携した養育支援の充実、養子縁組成立後の継続的な相談・支援の充実が必要である。

(5) パーマネンシー保障としての特別養子縁組

現状	<p>○永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障としての特別養子縁組の成立件数は、5年間で47件である。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>26年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td><td>9</td><td>13</td><td>8</td><td>8</td><td>9</td></tr> </tbody> </table>	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	件 数	9	13	8	8	9
区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度								
件 数	9	13	8	8	9								
<p>※特別養子縁組とは、子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度</p>													
課題	<p>○特別養子縁組が成立した後も、状況に応じて、相談・支援に対応できるような体制を整える必要がある。</p>												

(6) 施設の小規模化かつ地域分散化等

現状	<p>○児童養護施設の入所率は90%以上の状態が続いている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>26年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所率</td><td>95.5</td><td>94.2</td><td>96.8</td><td>93.8</td><td>93.3</td></tr> </tbody> </table> <p>注：各年度3月1日時点</p>	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	入所率	95.5	94.2	96.8	93.8	93.3
区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度								
入所率	95.5	94.2	96.8	93.8	93.3								
<p>○できる限り良好な家庭的環境を実現するため、施設において小規模なグループによるケアを実施している。</p> <p>○代替養育開始時点での子どもの年齢が高年齢化している。</p>													
課題	<p>○施設の小規模化かつ地域分散化等を進めるなかで、代替養育を必要とする子どもの行き場がなくならないように、施設入所定員の確保が必要である。</p> <p>○心理的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子どもや年齢の高い子どもで今までの経緯により家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対して、専門性の高い施設養育が行えるような人材の確保と育成が必要である。</p>												

(7) 施設等に入所した子どもの自立支援

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○施設入所中から退所後のアフターケアまで、一貫した支援を行う自立支援担当職員を児童養護施設に配置している。 ○児童養護施設等を退所した子どもなど、援助が必要な子どもへの就労・生活に関する相談・支援を実施している。 ○義務教育修了後の子どもを入居させ、社会的自立の促進を図ることを目的とする自立援助ホームは、市内に3か所ある。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○施設等入所している子どものそれぞれの状況を踏まえた、進学・就職・生活支援等、自立に向けた支援の充実が必要である。 ○施設等を退所した子どもに対する、生活・就労等の相談、日常生活上の援助、住居の確保等の更なる支援の充実が必要である。 ○自立援助ホーム利用者の個々の状況に応じた支援の充実が必要である。

(8) 一時保護

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○一時保護件数は年々増加している。 (単位：件) <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>26年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td><td>934</td><td>1,129</td><td>1,244</td><td>1,443</td><td>1,620</td></tr> </tbody> </table> ○一時保護所には、おおむね3歳以上の子どもを保護し、乳幼児や医療的なケアが必要な子ども等は、乳児院や医療機関等に一時保護を委託している。 	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	件 数	934	1,129	1,244	1,443	1,620
区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度								
件 数	934	1,129	1,244	1,443	1,620								
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○一時保護を必要とする子どもの行き場がなくならないよう、受け皿の確保が必要である。 ○一時保護件数が増加している中においても、個別的な対応ができる環境を整備し、個々の子どもに応じた丁寧な支援が必要である。 												

(9) 児童相談所の体制

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加している。 <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>26年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td><td>1,969</td><td>2,362</td><td>2,747</td><td>2,898</td><td>3,394</td></tr> </tbody> </table>						区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	件数	1,969	2,362	2,747	2,898	3,394
区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度													
件数	1,969	2,362	2,747	2,898	3,394													
<ul style="list-style-type: none"> ○国が定めたカリキュラムに基づく義務化研修のほか、新規・転任者研修、階層別研修、専門研修等、体系化された研修を実施している。 																		
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法等の改正、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（人口や児童虐待相談対応件数に応じた基準に基づく児童福祉司、児童心理司の配置等）など、国の動向を踏まえ、増加を続ける相談に対応できるよう体制強化が必要である。 																	
	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所職員の専門性の更なる向上を図るため、体系化された研修を引き続き実施するとともに、児童福祉法等の改正に対応するための法務研修や関係機関との連携を高めていくための研修を実施するなど、研修の充実を図る必要がある。 																	

5 施策の展開

(1) 当事者である子どもの権利擁護の取り組み

- 当事者である子どもが参画できる場の提供
 - ・子どもたちの意見を聞く機会や場が機能していくよう検討し実施
- 子どもの権利ノートの活用
 - ・子どもの発達段階に応じた内容等を検討し作成
- 子どもの権利擁護機関との連携
 - ・子どもの権利擁護機関との連携による取り組みを推進
- 名古屋市社会的養育施設協議会に設置されている子どもの権利擁護委員会との連携
 - ・子どもの権利擁護委員会との効果的な連携の一層の推進

(2) 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取り組み

- 子育て世代包括支援センター
 - ・必要な支援が早期に提供できるよう、医療機関をはじめ関係機関との連携強化及び虐待の発生予防・早期発見の仕組みづくり
- 子ども家庭総合支援拠点の実施
 - ・適切な相談対応が行えるよう、社会福祉事務所の体制を強化
- 母子生活支援施設
 - ・入所中から退所後のアフターケアまでの「切れ目のない支援」、母と子どもを切り離すことなく一緒に入所できる「切り離さない支援」をする母子生活支援施設の特性を踏まえ、ニーズに応じて利用されるよう社会福祉事務所や児童相談所へ周知
- 児童家庭支援センター
 - ・子育て世代包括支援センター等の機能と有機的な連携を図りながら、拡充を検討し実施

(3) 代替養育を必要とする子どもの数の見込み

- 平成 31 年 3 月 1 日時点の年齢区分ごと措置・委託人数を基準人数とし、過去 5 年の措置・委託率の実績に基づいた伸び率（1.007）を踏まえて算出

区分	基準人数	令和 6 年度	令和 11 年度
3 歳未満	94 人	100 人	105 人
3 歳以上の就学前	145 人	151 人	156 人
学齢期以降	572 人	596 人	616 人
計	811 人	847 人	877 人

(4) 里親等への委託の推進に向けた取り組み

○里親等委託推進に向けた取り組み

- ・里親制度周知に効果的な媒体の活用を検討し実施
- ・里親登録へつなげるため、幅広い層に対して特徴をとらえたリクルート活動を行うなど、戦略的アプローチを検討し実施
- ・ファミリーホームの開設数増、稼働率の向上に向けた施策を検討し実施
- ・子どもを委託されていない里親に対して、必要な支援策や委託が推進できるような方策を検討し実施
- ・本市の実情を踏まえ、里親等委託率は、あらたに施設等に入所した子どもの過去3年の状況において、相談種別が保護者の傷病や障害、養育力などにより養育困難とされる「養護相談」の割合（3歳未満65.4%、3歳以上の就学前27.6%、学齢期以降27.3%）をもとに、令和11年度を算定した上で、その中間年である令和6年度を算出。また、里親等委託見込み人数は、令和11年度及び令和6年度の代替養育を必要とする子ども数の見込みに、各年度の里親等委託率を乗じて算出

区分	現 状		令和6 年度		令和11 年度	
	里親等 委託率	人数	里親等 委託率	人数	里親等 委託率	人数
3歳未満	20.99%	17人	45%	45人	70%	74人
3歳以上の就学前	18.98%	26人	25%	38人	30%	47人
学齢期以降	12.16%	63人	20%	119人	30%	185人
計	14.40%	106人	23.8%	202人	34.8%	306人

○里親等への支援

- ・児童相談所、社会福祉事務所、保健センター、施設や里親会等がチームとなつた、「チーム養育」に向けた有機的な連携
- ・体系的に積み上げられる実践的な研修内容となるよう検討し実施

○フォースタッキング機関の整備

- ・今後、児童相談所の役割を明確にし、里親のリクルートや研修、里親養育への支援等、民間機関との協働や連携を図るなど、具体的に検討し実施

※フォースタッキング機関とは、里親のリクルート及びアセスメントから研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務を包括的に実施する機関

(5) パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取り組み

○特別養子縁組の推進

- ・関係機関への理解を深めるための周知、児童相談所と保健センター等との連携によるニーズの早期把握に努めるとともに、新生児里親委託等を推進

○支援体制の充実

- ・委託後及び縁組成立後の支援体制の充実を検討し実施

○子どもの知る権利の保障

- ・実親のことを知ることができる仕組みづくりなど、子どもの知る権利を保障するよう対応

(6) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み

○施設で養育が必要な子ども数の見込み

- 代替養育を必要とする子ども数の見込み人数がら、里親等委託見込み人数を減じて算出
- 施設においては、心理的ケアの必要性や行動の問題等から里親等での養育が困難な子どもや年長の子どもで家庭的な生活に拒否的になっている子どもを養育

区分	現状	令和6年度	令和11年度
3歳未満	64人	55人	31人
3歳以上の就学前	111人	113人	109人
学齢期以降	455人	477人	431人
計	630人	645人	571人

○定員の設定

- 一時保護や代替養育が必要な子ども等の行き場がなくならないよう定員を確保

○小規模化・地域分散化に向けた取り組み

- 施設の小規模なグループによるケア単位の推進、地域小規模児童養護施設の複数設置の検討を進める等、児童養護施設の小規模化・地域分散化を推進

○高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み

- 親子関係再構築に向けた保護者支援や家庭復帰支援、里親支援、地域の養育相談に応じる機能や社会福祉事務所への支援機能など、施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図るよう検討し実施

○人材確保・人材育成

- 専門性の高い人材確保や体系的な研修等による人材育成策を検討し、専門性の高い施設養育を実施

○児童家庭支援センター

- 子育て世代包括支援センターや社会福祉事務所等の機能と有機的な連携を図りながら、拡充を検討し実施

(7) 社会的養護自立支援事業の推進に向けた取り組み

○自立支援事業の質の充実

- ・自立支援担当職員等を中心として、施設全体の自立支援の一層の向上に向けた支援の充実
- ・ステップハウスモデル事業の本格実施、社会的養護自立支援事業の活用等、自立支援施策体系の構築を検討し実施

○自立援助ホーム等での支援の拡充

- ・年長児童の受け入れについて、自立援助ホームと児童養護施設とが連携していくとともに、一人ひとりの特性や子どもの意見等を踏まえた個別的な支援の更なる充実

(8) 一時保護改革に向けた取り組み

○子どもへの支援の充実

- ・個々の子どもに応じた丁寧な支援を進めるために、個別的な対応ができる体制整備や環境整備、教育の充実について検討し実施
- ・職員の一時保護に関する支援の専門性向上を図るため、体系的な研修等による人材育成策を検討し実施

○一時保護所における第三者評価の活用

- ・子どもの最善の利益と一時保護所の運営の質の向上を図るため、第三者評価について検討し実施

○施設の多機能化

- ・施設に入所している子どもの生活を保障しつつ、委託一時保護となった子どもが安心して暮らせるような本体のユニットの活用について検討し実施

(9) 児童相談所の強化等に向けた取り組み

○児童相談所体制の整備

- ・国の施策・配置基準を踏まえた児童福祉司や児童心理司等の計画的な配置等、体制整備を検討し実施

○児童相談所職員の人材育成

- ・児童相談所における研修の充実を図るなど、児童福祉司や児童心理司等への更なる人材育成策を検討し実施

6 今後のスケジュール

時 期	内 容
令和元年 12月～ 令和 2年 1月	パブリックコメントの実施
令和 2年 2月	名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会への報告
令和 2年 3月	計画策定・公表

